

## 国家公務員の夏ボーナスを減額 0.2カ月分

政府は8日の給与関係閣僚会議で、国家公務員一般職の夏季ボーナス（期末・勤勉手当）について、当初予定していた月給2.15カ月分から0.2カ月分の減額を求めた人事院臨時勧告の完全実施を決め、閣議に報告した。臨時勧告に基づき国家公務員のボーナスが減額されるのは、1948年に人事院勧告制度が始まってから初めて。

昨秋からの経済情勢悪化に伴い、民間の夏季ボーナスが前年を大幅に下回る見通しとなったことを受けた措置。6月1日が国家公務員のボーナス算定基準日となるため、政府は来週にも給与法改正案を閣議決定し、国会に提出する。

鳩山邦夫総務相は8日の記者会見で「経済社会情勢を見れば、国家公務員だけはぬくぬくというわけにはいかない。地方（公務員）も国にならって（ボーナス減額を）やっていただきたい」と話した。

減額後のボーナス支給額は、配偶者と子ども2人がいる45歳の本省課長級で15万8000円減の152万1000円、40歳の係長級で6万6000円減の63万6000円。

人事院は4月に実施した民間ボーナス調査に基づき今月1日、昨年夏に勧告していた今年の夏季ボーナス支給予定額から、約10%に当たる0.2カ月分を減額して支給するよう求める臨時勧告を出した。

このほか政府は臨時勧告に基づき、在職年数に応じて一律に支給されている国家公務員幹部職員のボーナス（期末特別手当）について、勤務実績に応じて格差を付ける制度の導入も決めた。

2009年5月8日 中日新聞夕刊 より